

A25 理事への社宅の賃貸料相当額は、スタッフに対するものと異なります。

(1) 一般の社宅の場合

使用者がスタッフに対して貸与した社宅等に係る通常の賃貸料の額は、次に掲げる算式により計算した金額となります。

$$\boxed{\text{その年度の家屋の固定資産税の課税標準額}} \times 0.2\% + 12 \text{ 円} \times \text{当該家屋の総面積 (m}^2\text{)} / 3.3 \text{ (m}^2\text{)} + \boxed{\text{その年度の敷地の固定資産税の課税標準額}} \times 0.22\%$$

なお、そのスタッフから徴収している家賃の額が上記の賃貸料相当額の 50%以上である場合には、そのスタッフに対する経済的利益はないものとして非課税となります。

(2) 理事に対する社宅の場合

① 一般の住宅の場合

理事に対して貸与した住宅等に係る通常の賃貸料の額（月額）は、次に掲げる算式により計算した金額とされます。また、他から借り受けて貸与した社宅等で医療法人が支払う賃貸料の額の 50%に相当する金額が、この算式により計算した金額を超えるものについては、その 50%に相当する金額とされます。

$$\left( \boxed{\text{その年度の家屋の固定資産税の課税標準額}} \times 12\% \text{ (木造の場合は } 10\%) \right. \\ \left. + \boxed{\text{その年度の敷地の固定資産税の課税標準額}} \times 6\% \right) \times 1/12$$

② 小規模住宅の場合

その貸与した家屋の床面積が 132 m<sup>2</sup>（木造家屋以外の家屋については 99 m<sup>2</sup>）以下であるものに係る通常の賃貸料の額は、上記①に関わらず（1）に掲げる算式により計算した金額とされます。

